

## 第24号議案

### 島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部」を「<sup>総務部</sup>  
広報部」に改める。

第3条の表政策企画局の項第2号中「、広聴及び広報」を削り、同表総務部の項の次に次のように加える。

#### 広報部

- (1) 広報に関する事項
- (2) 広聴に関する事項

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。